

大津市社会福祉法人等介護保険サービス利用者負担額軽減補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、低所得で生計が困難である者に対し、介護保険サービスの利用者負担を軽減した社会福祉法人又は本市を除く社会福祉事業を直接経営する市町村（以下「社会福祉法人等」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、もって介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 この要綱による社会福祉法人等介護保険サービス利用者負担額軽減補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者は、「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について」（平成12年5月1日老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知）に定める社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、市長が社会福祉法人等利用者負担軽減確認証を交付した者に対して、利用者負担の軽減措置を実施した社会福祉法人等とする。

(補助対象経費及び補助金の交付額)

第3条 補助金の補助対象経費、補助率、交付額等は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条に規定する社会福祉法人等利用者負担軽減確認証の交付を受けた者が、本市の区域外に所在する施設又は事業所（以下「市外施設等」という。）において実施要綱に定める介護保険サービスを受けた場合であって、市外施設等の所在する市町村における補助金交付額の算定方法が前項に定める方法と異なるときは、市外施設等の所在する市町村における交付額の算定方法により算定された額を交付額とする。

(交付申請に係る事前協議)

第4条 補助金の交付を受けようとする社会福祉法人等は、市長が別に定める日までに、市長が別に定める事前協議書に係る書類を添えて、市長（市外施設にあつては、その所在する市町村長）に提出しなければならない。

2 市長は、前項の事前協議に係る書類を審査し、補助金の交付を受けようとする社会福祉法人等に補助所要額の通知を行うものとする。

(交付申請書)

第5条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、社会福祉法人等介護保険サービス利用者負担額軽減補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助金所要額調書
- (2) 総括表
- (3) 本来の利用者負担収入額算出表
- (4) 軽減実績管理表

(決定通知書)

第6条 規則第7条第1項の規定による通知は、社会福祉法人等介護保険サービス利用者負担額軽減補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、社会福祉法人等介護保険サービス利用者負担額軽減補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

(事情変更による取消通知書等)

第7条 規則第9条第5項の規定による通知は、社会福祉法人等介護保険サービス利用者負担額軽減補助金交付決定取消通知書（様式第4号）又は社会福祉法人等介護保険サービス利用者負担額軽減補助金交付決定変更通知書（様式第5号）による行うものとする。

(補助事業等の内容の変更等の承認申請書)

第8条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、社会福祉法人等介護保険サービス利用者負担額軽減補助事業変更承認申請書（様式第6号）又は社会福祉法人等介護保険サービス利用者負担額軽減補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）とする。

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助金所要額調書

- (2) 総括表
 - (3) 本来の利用者負担収入額算出表
 - (4) 軽減実績管理表
- (承認通知書等)

第9条 規則第13条第2項の規定による通知は、社会福祉法人等介護保険サービス利用者負担額軽減補助事業変更承認決定通知書(様式第8号)若しくは社会福祉法人等介護保険サービス利用者負担額軽減補助事業中止(廃止)承認決定通知書(様式第9号)又は社会福祉法人等介護保険サービス利用者負担額軽減補助事業変更承認申請棄却(却下)決定通知書(様式第10号)若しくは社会福祉法人等介護保険サービス利用者負担額軽減補助事業中止(廃止)承認申請棄却(却下)決定通知書(様式第11号)により行うものとする。

(実績報告)

第10条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、社会福祉法人等介護保険サービス利用者負担額軽減補助事業実績報告書(様式第12号)とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助金精算額調書
- (2) 総括表
- (3) 本来の利用者負担収入額算出表
- (4) 軽減実績管理表
- (5) 当該年度資金収支(歳入歳出)決算(内訳)見込書抄本

(確定通知書)

第11条 規則第15条に規定する通知は、社会福祉法人等介護保険サービス利用者負担額軽減補助金確定通知書(様式第13号)により行うものとする。

(交付請求書)

第12条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、社会福祉法人等介護保険サービス利用者負担額軽減補助金交付請求書(様式第14号)とする。

(一括又は分割による交付請求)

第13条 規則第18条第2項において準用する同条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、社会福祉法人等介護保険サービス利用者負担額軽減補助金交付請求書(様式第15号)とする。

(取消通知書)

第14条 規則第19条第4項の規定による通知は、社会福祉法人等介護保険サービス利用者負担額軽減補助金交付決定取消通知書(様式第16号)により行うものとする。

(返還通知書)

第15条 規則第20条第1項に規定する返還の命令は、社会福祉法人等介護保険サービス利用者負担額軽減補助金返還通知書(様式第17号)により行うものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第2号イ、第3号イ及び第4号イの規定は、平成13年1月1日から施行する。

2 この要綱は、国の介護保険低所得利用者対策事業費補助金の交付措置が終了するに至ったときは、廃止するものとする。

附 則

この要綱は、平成17年11月1日から施行し、同年10月分以降の補助対象事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月25日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。